

総行国第 63 号
総国研第 44 号
総情振第 39 号
令和3年4月 23 日

各都道府県・指定都市多文化共生主管部局長 殿
各地域国際化協会事務局長 殿

総務省自治行政局国際室長
総務省国際戦略局技術政策課研究推進室長
総務省情報流通行政局情報流通振興課長
(公 印 省 略)

地方公共団体における多言語翻訳技術の活用の推進について

日頃から、地域における多文化共生の取組の推進に当たり、御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

総務省では、外国人住民の増加・多国籍化、デジタル化の進展等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年度に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、「地域における多文化共生推進プランの改訂について」(令和2年9月 10 日付け総行国第 100 号)において周知しました。改訂後の「地域における多文化共生推進プラン」において、地域における多文化共生を推進するための具体的な施策として、多言語翻訳アプリ等の多言語翻訳サービスの活用も含めた必要な多言語対応の体制整備の重要性について言及しています。

多言語翻訳技術については、世界の「言葉の壁」の解消を目的として、「グローバルコミュニケーション計画2025」(令和2年3月総務省)に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が開発した技術の研究開発と社会実装に取り組んでいます。これまでの取組により、NICTの多言語翻訳技術は、翻訳精度の向上や対応言語の拡大を実現し、多様な翻訳サービスが実用化・普及して、行政手続・医療・交通・観光等の様々な分野で活用されています。

こうした状況を踏まえ、多言語翻訳技術の活用に関する総務省の取組を下記のとおりまとめましたので、各地方公共団体におかれては、地域の実情を踏まえて、多言語翻訳アプリ等の積極的な導入の具体的検討を行い、多言語翻訳技術の活用について検討・推進いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知の内容について周知いただきますようお願いいたします。

記

1 多言語翻訳技術を活用した民間企業の製品・サービスの事例について

NICT の多言語翻訳技術を活用した民間企業の製品・サービスの事例について、例えば以下の URL に掲載されているので、各地方公共団体における必要と考える対応言語、利用の想定シーン等を踏まえながら、これらの活用について御検討ください。

https://gcp.nict.go.jp/news/products_and_services_GCP.pdf

2 先進的な取組事例について

例年実施している「地域国際化連絡会議」や「多文化共生地域会議」等において、多言語翻訳サービスを用いた取組事例を紹介することを予定しています。また、総務省が実施している「多文化共生アドバイザー制度」において、多言語翻訳サービスを用いた取組等についての見識を有するアドバイザーも登録されていることから、総務省の以下の HP に掲載している多文化共生アドバイザー名簿等を御参照の上、活用についても御検討ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html

さらに、地域における多文化共生施策を推進するために作成した「多文化共生事例集」を令和3年度に更新・改訂することを予定しています。この中で多言語翻訳サービスを用いた取組事例を紹介することを予定していますので、併せて御参考としてください。

3 『地方公共団体における「多言語音声翻訳サービス」の導入ガイド』の策定・公表について

多言語翻訳システムを円滑に導入するための手順や留意点について掲載した『地方公共団体における「多言語音声翻訳サービス」の導入ガイド』を令和3年4月に策定・公表しました。総務省の以下の HP に掲載していますので、多言語音声翻訳サービスの新たな導入を検討等している地方公共団体におかれては、御参考としてください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000745491.pdf

4 多言語翻訳サービスの活用等に係る特別交付税措置(市町村分)について

平成31年度から、地域における多文化共生の推進に要する経費のうち、多言語翻訳サービスの導入・運用経費を含め、行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費について、その5割を特別交付税により措置することとしていますので、市町村におかれては、このことに御留意の上、多言語翻訳サービスの活用等について御検討ください。

【参考】行政・生活情報の多言語化の推進に要する経費として特別交付税措置の対象となる経費

市町村が地方単独事業として実施する行政・生活情報の多言語化に要する事業に係る次の経費

- ① 通訳業務の委託に要する経費(通訳者の任用費、通訳者向け研修費、通訳コールセンター等への業務委託費)
- ② 翻訳機器(タブレット端末)の配備に要する経費(翻訳機器の購入費、リース料、保守料、通信料、相談料、ライセンス料、操作マニュアル作成費、職員向け研修費(研修会場借り上げ費、研修講師謝金等)、その他初期費用)
- ③ 行政・生活情報の翻訳に要する経費(翻訳者の任用費、各種情報誌・HP等の作成・改修に係る翻訳委託費、翻訳ソフト等の翻訳に係る物品購入費)

【連絡先】

(2、4関係)

総務省自治行政局国際室 石川、大橋

TEL:03-5253-5527 FAX:03-5253-5529

(1関係)

総務省国際戦略局技術政策課研究推進室

影井、山本、長岡、吉住

TEL:03-5253-5730 FAX:03-5253-5732

(3関係)

総務省情報流通行政局情報流通振興課

安藤、山際、村田

TEL:03-5253-5748 FAX:03-5253-6041